

議案第 1 号

第 33 次地方制度調査会の答申を踏まえた地方自治法の改正等の早期実現を求める決議

町村議会においては、全国的な人口減少や高齢化の進行の影響等もあり、議員への立候補者が減少するなど、議員のなり手不足が深刻化している。

こうした中、令和 4 年 12 月 10 日、第 210 回国会において地方自治法の一部を改正する法律が議員立法により成立し、地方議会議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和に関する規定が整備された。今般の法改正は町村議会議員への立候補者の増加につながることを期待される。我々議会も、議会運営の公正性、事務執行の適正性が損なわれることのないよう、請負状況の透明性の確保に努めていく所存である。

一方、昨年 1 月 14 日に発足した第 33 次地方制度調査会は、同年 12 月 28 日、「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」を岸田文雄内閣総理大臣に提出した。

答申には、本会など三議長会が従前から求めてきた地方議会の位置付けや議会の果たすべき役割と責任、議員が職務を行う上での心構え等を地方自治法に規定することなどが盛り込まれている。

これらのことを踏まえ、国は、多様な人材が参画し住民に開かれた町村議会の実現に資するため、次の事項の早期実現を図るよう強く要請する。

- 1 地方議会は、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織され、地方公共団体の重要な意思決定を行うことを地方自治法に明文化すること。
- 2 地方議会議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行うことを地方自治法に明文化すること。
- 3 各企業の就業規則において立候補に伴う休暇制度を設けることを要請するなど立候補環境の整備を図ること。
- 4 低額である町村議会の議員報酬の改善に向け、町村に対する地方財政措置の充実等の環境整備を図ること。
- 5 議会のデジタル化への取組に対する技術的・財政的な支援を行うこと。

以上、決議する。

令和 5 年 2 月 8 日

全国町村議会議長会
第 7 4 回定期総会